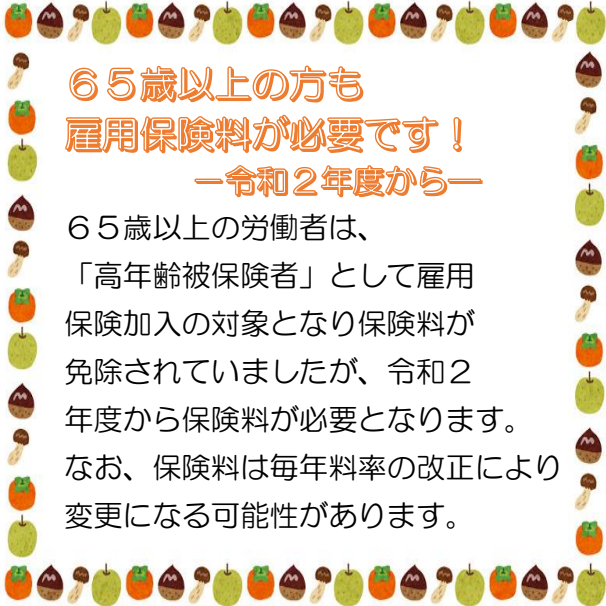




労働・保険ニュース [No.241]



65歳以上の離職者を雇用する事業主をサポート —生涯現役コース—



65歳以上の方も雇用保険料が必要です！

—令和2年度から—

65歳以上の労働者は、「高年齢被保険者」として雇用保険加入の対象となり保険料が免除されていましたが、令和2年度から保険料が必要となります。なお、保険料は毎年料率の改正により変更になる可能性があります。

65歳以上の離職者をハローワーク等の紹介により、1年以上継続して雇用する事業主に対して、次の助成金を支給されます。

一週間の所定労働時間

30時間以上 70万円

20時間以上30時間未満 50万円

(短時間労働者)



お尋ねはオフィスCOA
担当者 川越幸代、染矢まで

子育てに優しい働き方改革企業等を応援します！！

—宮崎県こども政策課—



次のメニューを実施する事業所へ

- ① 法令で支給される育児給付金を上乘せ
- ② 祖父母の孫に係る育児休暇
就学前の孫を預かる祖父母が連続する5日以上の休暇を取得
- ③ パパ・クォーター制
男性に対し、7日以上の育児休業を割り当てる制度
- ④ 育児のための短時間勤務
3歳以上の子を持つ従業員のための短時間勤務（法令の基準以上）
- ⑤ 育児のための特別休暇
- ⑥ 家事代行サービス 等

お問い合わせは・・・

宮崎県福祉保健部こども政策課 こども企画担当

TEL0985-44-2602 FAX0985-26-7326

南郷です！

2019年7月に結婚して
“今別府”になりました。
今後ともよろしくお願いいたします



社会保険労務士法人オフィスCOA・中小企業労働保険協会

TEL 0985-25-1200 FAX 0985-25-2378

E-mail : oosaki@bronze.ocn.ne.jp * HP : //www.office-coa.net